

# 介護老人保健施設 あさご長寿苑 重要事項説明書（短期入所・介護予防短期入所）

## （１）事業者の表示

- ・事業者の法人格及び法人名称 医療法人社団俊仁会
- ・代表者の役職名及び氏名 理事長 松田年司
- ・法人の所在地 兵庫県朝来市多々良木 1 5 1 4
- ・連絡先部署名 事務部
- ・法人の行っている他の事業 大植病院の経営
- ・電話番号 0 7 9 - 6 7 8 - 1 2 3 1
- ・F A X 番号 0 7 9 - 6 7 8 - 0 8 8 1
- ・設立年月 平成 5 年 4 月

## （２）事業所の表示及び責任者

- ・指定事業所の名称 介護老人保健施設 あさご長寿苑
- ・指定事業所番号 介護老人保健施設（2854980014号）
- ・事業所の所在地 兵庫県朝来市多々良木 1 5 2 3
- ・電話番号 0 7 9 - 6 7 8 - 1 1 8 1
- ・F A X 番号 0 7 9 - 6 7 8 - 1 1 8 3
- ・開設年月日 平成 1 2 年 6 月 1 日
- ・管理者職氏名 施設長 松田年司

## （３）事業実施地域

原則として、兵庫県下一円とします。

## （４）施設の概要

- ・敷地の面積 6, 7 1 4. 8 m<sup>2</sup>
- ・建物の構造 鉄骨造 4 階建
- ・延べ床面積 4, 4 9 6. 9 4 m<sup>2</sup>
- ・入所定員 1 0 0 名（短期入所含む）
- ・最寄り駅からの距離・所要時間 J R 新井駅から 5 Km 車で 5 分

## (5) 居室及び施設の設備

- ・居室の面積及び居室数等
 

4人室	33.84㎡	20室
個室	16.78㎡	2室 (トイレ・洗面付)
個室	14.14㎡	6室 (トイレ・洗面付)
個室	26.11㎡	3室 (バス・トイレ・洗面付)
個室	19.40㎡	2室 (洗面付)
個室	16.63㎡	7室 (洗面付)
- ・食堂 1177 2ヶ所
- ・機能訓練室 215.477 (床暖房機能付)  
(平行棒・滑車・ティルトテーブル・エアロバイク・マルチスタンド・歩行訓練用傾斜板  
姿勢鏡・プラトホームベット・フロアマット・重錘・交互歩行器・杖 他)
- ・浴室 (トイレ付) (一般) 36.00 2ヶ所  
(特殊) 27.00 1ヶ所
- ・便所 1階 1ヶ所 (男女別) 2階 2ヶ所 (男女別)  
3階 2ヶ所 (男女別)

## (6) 事業の目的及び運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上の介助などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設あさご長寿苑の運営方針]

- ・障害老人の自立を支援し、その家庭への復帰を目指す。
- ・地域に開放された明るいイメージの施設運営をする。
- ・地元地域の関連団体と協調しながら、地域の福祉と保健に寄与していく。

## (7) 施設の職員体制

	人 員	夜間	職務内容
・ 医 師	1名以上		利用者の健康管理及び医療の適切なる処置
・ 看護職員	10名以上	5名	利用者の保健衛生並びに看護業務
・ 介護職員	24名以上	以上	利用者の日常生活全般にわたる介護業務
・ 薬剤師	1名以上		利用者の服薬指導
・ 支援相談員	1名以上		利用者などに相談指導業務
・ 理学療法士	1名以上		利用者などに対する理学療法業務
・ 作業療法士			利用者などに対する作業療法業務
・ 言語聴覚士			利用者などに対する言語聴覚療法業務
・ 栄養士	1名以上		利用者の栄養管理
・ 介護支援専門員	1名以上		ケアプランの作成及び地域との連絡
・ 事務職員	1名以上		事務の処理

## (8) サービス内容

- ① 短期入所療養介護計画の立案
- ② 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）
  - 朝食 8時00分～
  - 昼食 12時00分～
  - おやつ 15時00分～
  - 夕食 18時00分～
- ③ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護（退所時の支援も行います。）
- ⑥ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 理美容サービス（原則週1回実施します。）
- ⑨ 送迎サービス（何らかの理由により、ご家族での送迎が出来ないときは送迎をいたします。但し、地域によってはできないこともありますので、ご相談ください。）
- ⑩ その他
  - ※これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

## (9) 利用料金

### (1) 基本料金

施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は介護保険負担割合が1割の方の1日あたりの自己負担分です。介護保険負担割合が2割の方は表示金額の概ね2倍、3割の方は表示金額の概ね3倍になります。）

<短期入所>

介護度	多床室	従来型個室
要介護1	830円	753円
要介護2	880円	801円
要介護3	944円	864円
要介護4	997円	918円
要介護5	1,052円	971円

<予防短期入所>

介護度	多床室	従来型個室
要支援1	613円	579円
要支援2	774円	726円

※サービス提供体制強化加算 介護従事者の体制に応じて加算されます。

※夜勤職員配置加算 24円/1日

基準を上回る夜勤職員を配置した場合に加算されます。

※送迎の範囲及び料金

送迎の範囲は朝来市内一円とします。また、料金は上記料金に184円が加算されます。

※個別リハビリテーション実施加算 240円/1日

個別に集中的なリハビリテーションを行った場合に加算されます。

※療養食加算 8円/1回（1食を1回とし1日3回を限度）

医師の指示に基づく療養食を提供した場合に加算されます。

※認知症行動・心理症状緊急対応加算 200円/1日（入所から7日を限度）

認知症の行動・心理症状が出現したことにより在宅での生活が困難になった方が入所された場合に加算されます。

※若年性認知症利用者受入加算 120円/1日

若年性認知症の方に、本人や家族の希望を踏まえた介護サービスが行われた場合に加算されます。

※緊急短期入所受け入加算 90円/1日（入所から7日を限度）

居宅サービス計画において計画的な入所でない方の場合に加算されます。

- ※総合医学管理加算 275円/1日  
居宅サービス計画において計画的な入所でない方で、なおかつ総合的な医学的管理を行った場合に加算されます。
- ※重度療養管理加算 120円/1日  
要介護度3以上であって、厚生労働大臣が定める状態である方の入所の場合に算定されます。
- ※緊急時または所定疾患の方の対応を行った場合は、別途料金をいただきます。
- ※在宅復帰・在宅療養支援機能加算 51円/1日  
基準に適合した場合に加算されます。
- ※介護員処遇改善加算 介護員の処遇改善を行った場合、基準区分に従い加算されます。
- ※生産性向上推進体制加算(I)100円/1月 (II)10円/1月  
介護現場における生産性向上に資する取組をしている場合に加算されます。

## (2) 利用料

### ① 居住費及び食費/1日

利用者負担段階	滞 在 費		食 費
	個 室	多 床 室	
第1段階	550円	0円	300円
第2段階	550円	430円	600円
第3段階①	1,370円	430円	1,000円
第3段階②	1,370円	430円	1,300円
第4段階	1,728円	437円	※1,734円

※朝食 408円 昼食 663円 夕食 612円 おやつ 51円

利用者負担段階が第1段階から第3段階の方は、居住費と食費が上記のとおり減額されます。市町村より交付される「介護保険負担限度額認定証」をお持ち下さい。

### ② 特別室料(個室)/1日

- ・洗面付室 1,320円(税込)
- ・トイレ、洗面付室 1,650円(税込)
- ・特別室 2,200円(税込)

### ③ 日用品費/1日 100円

入所者の希望により、身の回り品として日常生活に必要なもの(石けん・シャンプー・リンス・トイレトペーパー等)。

### ④ 教養娯楽費/1日 100円

入所者の希望により、教養娯楽として日常生活に必要なものを提供する場合は費用(クラブ活動の材料費等)。

### ⑤ 理美容代 実費(2,000円 ~ 6,000円程度)

- ⑥洗濯代 ア. 個人である場合 コインランドリー使用 300円/1回
- イ. 職員がする場合 コインランドリー使用 300円/1回
- 洗濯物整理料 100円/1回

※衣類、タオル類等のリースもご利用いただけます。

※料金改定の際には、1ヶ月以上前に利用者及び扶養者に文書で連絡します。

※イ. は、防水シーツのみとします。

### ⑦ 電気代/1日 50円(1件) テレビ等、電化製品の持ち込みの場合。

- ⑧文書料 死亡診断書料 5,500円(税込)
- 一般診断書料 3,300円~5,500円(税込)
- 健康診断書料 実費(診断項目等により、料金が異なります)
- 証明書料 2,200円(税込)

### ⑨ 遺体処置料 20,000円 死後の処置を行った場合。

### (3) 支払方法

- ・退所時に請求書を発行いたしますので、精算して下さい。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・お支払い方法は、現金、銀行振込、現金書留の3方法があります。入所契約時にお選び下さい。

(4) 利用者が法定代理受領サービスを利用できないことにより、償還払いとなる場合には、いったん利用料を全額負担していただきます。この時はサービス提供証明書を発行します。

## (10) サービス提供の手順

居宅支援事業所の担当介護支援専門員に相談の上、申込みをして下さい。

### (11) 相談窓口

当施設の担当者に、お気軽にご相談下さい。

- ・相談窓口 事務所
- ・担当責任者 相談員
- ・開設時間 9時～17時
- ・相談方法 事前に電話等で連絡の上、ご来苑下さい。  
(電話 079-678-1181)

### (12) 利用制限

感染症を有し、他の入所者に重大な影響を与えるおそれがあるような止むを得ない場合には、治癒するまで入所をお断りすることがあります。

### (13) 苦情窓口

当施設に対する苦情等は以下の専用窓口で受け付けます。又、所定の場所に設置する「ご意見箱」をご利用下さい。

- (1) ・苦情、担当者変更の窓口 事務長
  - ・電話番号 079-678-1181
  - ・FAX番号 079-678-1183
  - ・受付時間 9時～17時
- (2) ・兵庫県国民健康保険団体連合会  
介護サービス苦情相談窓口 電話 078-332-5617
- (3) その他 各市町の介護保険担当課
  - ・朝来市役所 079-672-6124 (直通)
  - ・朝来市地域包括支援センター 079-672-6125
  - ・養父市役所 079-662-3161 (代)
  - ・豊岡市役所 0796-24-2401 (代)
  - ・香美町役場 0796-36-4345 (直通)

## (14) 緊急時の対応

入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び扶養者が指定する者に対し、緊急に連絡します。

当施設は、利用者に対し、当施設において専門的な医学的対応が必要と判断した場合、かかりつけ医や下記協力病院へ紹介します。

・協力医療機関	名称	公立豊岡病院組合立 朝来医療センター
	所在地	朝来市和田山町法興寺392番地
・協力歯科医療機関	名称	河本歯科医院
	所在地	朝来市新井129
・協力歯科医療機関	名称	あきた歯科医院
	所在地	朝来市石田730番地

## (15) 留意事項

### (1) 面会

面会時間：原則として24時間自由です。来訪の方は必ずその都度、職員に届けて下さい。尚、来訪される場合は、危険物の持ち込みはご遠慮下さい。また、面会の方の制限は設けていません。

### (2) 外出

外出をされる場合は、早めにお申し出下さい。

### (3) 飲酒・喫煙

飲酒：いかなる場合にも認めておりません。

喫煙：敷地内全面禁煙となります。（駐車場や駐輪場等含む）

電子タバコ、加熱式タバコも含みます

### (4) 施設・備品の利用

- ・居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- ・故意に又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設・設備を壊したり汚したりした場合には、利用者により原状にもどしていただくか、相当の代価をお支払いいただく場合があります。

### (5) 所持品の持ち込み

所持品は職員の立ち会いのもと確認し、一括してお預かりいたします。

### (6) ペットの持ち込み

衛生上の問題からペットの持ち込みは禁止させていただきます。

## (16) 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者及び扶養者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

### **(17) 非常災害時の対応**

- ・防災設備      スプリンクラー・消火器・消火栓・自動火災報知器等
- ・防災訓練      年2回（うち1回は夜間想定）
- ・消防計画      消防計画を策定し、朝来市消防本部に届出をしています。

### **(18) 日課・行事等**

- ・起床時間      6時
- ・就寝時間      21時
- ・年間行事      演芸会（2月）・花見（4月）・運動会（6月）  
盆おどり大会（8月）・もちつき大会（10月）  
クリスマス映画会（12月）  
その他ボランティアによる楽器演奏、踊り等
- ・クラブ活動      習字教室 ・ 手芸クラブ ・ 園芸クラブ

### **(19) サービス提供計画等**

短期入所療養介護は、要介護者及び要支援者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の介護を行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、短期入所療養介護計画が作成されますが、その際、利用者・扶養者（ご家族）のご希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただきます。

### **(20) 利用サービスの予約取消し**

利用サービスの予約取消しにつきましては、原則前日迄に電話等で連絡して下さい。尚、取消料は徴収しないものとします。

### **(21) 家族等への連絡**

ご希望がありましたら、利用者に連絡するのと同様の通知をご家族等へも行います。

### **(22) 重要事項の変更**

重要事項説明書に記載した内容に変更がありましたら、書類を交付して口頭で説明するか、又は郵便で通知いたします。

### **(23) 重要事項説明の確認等**

重要事項説明書を2通作成し、説明したことを確認する為に、説明の時間、場所を記入し、事業者、説明者、利用者及び扶養者が署名、捺印の上、それぞれ保

有するものとします。

当事業所は重要事項説明書に基づいて、介護老人保健施設あさご長寿苑のサービス内容及び重要事項を説明致しました。

令和 年 月 日

事業者 住所 兵庫県朝来市多々良木1523  
名称 介護老人保健施設あさご長寿苑  
管理者 施設長 松田年司 ㊞

説明者 職名  
氏名 \_\_\_\_\_ ㊞

### 介護老人保健施設あさご長寿苑入所利用同意書

介護老人保健施設あさご長寿苑を入所利用するにあたり、介護老人保健施設あさご長寿苑入所利用約款及び重要事項説明書の内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

令和 年 月 日

<利用者>

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ ㊞

<利用者の身元引受人の連絡先>

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ ㊞

(続柄: \_\_\_\_\_)

電話番号 \_\_\_\_\_

携帯番号 \_\_\_\_\_